

令 7 農 林 第 1120 号
令 和 7 年 9 月 22 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩国市長 福田 良彦

市町村名 (市町村コード)	岩国市 (35208)
地域名 (地域内農業集落名)	米川1地域 (下差川・中差川・上差川・上相津・下相津・東中村・中中村・西中村・末法・ 須通・鳴川・中島・下長野・中長野・東長野・上長野・梅ノ木・中上椎・石ヶ明神)
協議の結果を取りまとめた年月 日	令和7年9月16日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・主に水稻を栽培しており、その他花卉の栽培農家あり。高齢化や後継者がいない農業者が多く、耕作放棄地が増加してきている。それに伴い、鳥獣被害も増加している。 ・人手不足により、農作業に直結する草刈りや水路清掃などの作業が負担になっている。 ・新規就農者等の担い手不足の解消が課題である。 参考:農耕システムによる世帯数188世帯(地域における農家世帯数割合30.0%)
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

・盆地の気候を活かした野菜等の特産品の開発を検討するとともに、担い手となる農業者を地区内外から募り、地域農業の維持を地域全体で取り組む。 ・報奨金制度等、地域で作業を行う際の人手不足を補うための仕組みづくりを協議する。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	152.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	149.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を基本の区域とする。 保全・管理エリアについては、今後、地域で協議をし、必要な場合は適切に設定する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心に集積・集約化を進めると共に、団地面積の拡大については農地利用最適化推進員等と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・所有者及び担い手の意向を踏まえた上で、農地中間管理事業の活用を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地域内の未整備圃場における基盤整備は、状況に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から多様な経営体を募り、JA等関係機関と連携しながら担い手として育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農作業の効率化・省力化にあたっては、JAによる小規模農家の作業受委託等支援策はあるが、必要性や他の計画区域等方針も参考としながら、農業支援サービス事業者等の活用について今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】 ①鳥獣被害の防止に向けて、電気柵等の侵入防止対策と適正管理に取り組む。 ②地域にあった新しい特産となる作物を、有機栽培・減農薬・減肥料で栽培する。 ④休耕田を活用した、露地野菜等の栽培や、農地の有効活用に取り組む。 ⑦中山間地域等直接支払制度を活用し、地域の保全管理に努める。 ⑧中山間地域等直接支払制度を活用し、農業用施設の管理に努める。
--